

## 選挙及び選挙管理委員会に関する規則 第4章 投票及び開票

### （選挙の方法）

第19条 選挙は、投票用紙による投票の方法により、役員等については総会会場において、本協会代議員については地区選挙による郵便投票において行う。

### （地区選挙における投票用紙等の郵送）

第20条 選挙管理委員会は、地区選挙による郵便投票が行われる場合に限り、投票開始日の前日までに投票用紙及び専用封筒を選挙人に郵送する。

- 2 個人会員には、選挙人名簿に登録のある居住地に郵送する。
- 3 施設会員には、当該施設に所属する選挙人すべての分をとりまとめてその施設会員代表者に郵送する。その送付先は当該施設の所在地とする。
- 4 施設会員代表者は、選挙人名簿に登録された施設会員に投票用紙と専用封筒を配付しなければならない。

### （総会会場における投票の方法）

第21条 投票は、代議員1名が1票とし、無記名式による。

- 2 投票用紙は、選挙管理委員が代議員に配付する。
- 3 投票用紙には、候補者の氏名を記載し氏名ごとに指定の記号を付する空欄を設ける。ただし、再投票の必要が生じた場合その他選挙管理委員会が特に認めたときは、氏名を記する方法によることができる。

### （地区選挙による投票の方法）

第22条 地区選挙における郵便投票は無記名とし、投票用紙に記載された候補者の中から、投票する候補者について○印を付ける方式で行う。

- 2 前項の投票については、投票用紙に記載のある各選挙区の改選定数まで○印を付ける方法で投票する。
- 3 投票の方法は、次のとおりとする。
  - (1)個人会員は、専用封筒に投票用紙を封緘し、これを事務局に郵送する。
  - (2)施設会員は、投票用紙を専用封筒に封緘し、施設会員代表者に提出する。施設会員代表者は専用封筒を取りまとめて、これを事務局に郵送する。
- 4 前項の郵便による投票は、選挙管理委員会が指定する投票開始日から投票終了日までの間に行い、終了日の消印を有効とする。
- 5 選挙人は、投票用紙を複写してはならない。複写した投票用紙は無効とする。
- 6 選挙人は、専用封筒に投票用紙以外のものを封入してはならない。
- 7 専用封筒は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。

（総会における投票箱の管理）

第23条 選挙管理委員は、投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2名以上の代議員に確認させ、投票場に立ち会って不正のないよう監視する。

2 選挙管理委員会は、投票終了後、投票もれのないことを確認し、所定の場所に保する。

（地区選挙における投票箱の管理） 第24条 事務局は、鍵のかかる投票箱を準備し、投票開始前に投票箱を選挙管理委員

とともに点検し、不正のないよう監視する。

2 選挙管理委員会は、投票終了後、投票もれのないことを確認し、事務局がこれを所定の場所に保管する。その場合は当該地区の再選挙を行い、3月末日までに当選者を決定する。

（総会における投票の記載及び投函）

第25条 代議員は当該選挙の候補者の中から役員等を選び、それぞれの定数ごとに指定の記号をつけて、これを投票箱に投函しなければならない。

（地区選挙の成立）

第26条 期日までに到着した投票用紙のうち、半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

（無効投票）

第27条 次の投票は無効とする。 (1)所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの（複写したものも含む） (2)指定外の記号を記載したもの (3)投票用紙に記載のある当該選挙区の改選定数を超える○印を記載したもの 2 前項第2号は、指定の記号で記載したものについては有効とする。

（総会における開票）

第28条 開票は次の手順により行う。

(1)委員長の許可のある者以外は開票場の立ち入りを厳禁する。 (2)投票総数を確認する。 (3)有効投票と無効投票の分類を行う。 (4)役員・推薦委員毎に投票の集計を行う。 (5)集計後、投票用紙は集計種目別に保管できるよう取りまとめる。

2 委員長は集計結果を一覧にして総会議長に提出する。

3 選挙管理委員会は選挙の結果を記録した結果報告書を作成し、総会議長に提出する。

なお、結果報告書には委員長及び開票立会人が署名捺印しなければならない。

#### (地区選挙における開票)

第29条 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から開票作業に携わる委員を1名以上指名する。

2 開票作業は、前項において指名された委員の指揮の下、事務局が選挙区ごとにこれを行う。

3 複数の地区で選挙が行われた場合、開票日は同一日とする。 4 開票作業は、次の手順によりこれを行う。

(1)該当選挙区の選挙人名簿の人数及び投票総数の確認

(2)前条第1項に定める無効投票と有効投票の分類

(3)候補者ごとの〇印の集計

(4)得票数の多い順に記載した名簿の作成

5 前項第5号において、同じ得票数の候補者があるときは、五十音順で掲載するものとする。

#### (当選者の決定)

第30条 選挙管理委員は、次により当選者を決定する。

(1)有効投票の最多数を得た者から順次改選定数までの者を当選者とする。

(2)得票同数者の中から当選者を決定する場合は、総会においては総会議長が抽選で当選者を決める。地区選挙においては選挙管理委員長から指名を受けた選挙管理委員が抽選でこれを決める。

(3)候補者の数が改選定数と同数の場合は、信任投票とし、総会においては代議員の過半数、地区選挙においては当該地区の選挙人の過半数の支持を得た者を当選者とする。

2 選挙の結果は、遅滞なくホームページで発表する。

3 前項の後、当選人には当選決定通知を郵送する。

4 当選人決定後の投票用紙は、開票日から2年間これを保存する。

#### (当選者の公示)

第31条 選挙管理委員会は当選者について、正会員に公示しなければならない。

#### (異議の申し立て)

第32条 総会における出席代議員及び地区選挙を行う当該地区の正会員は、選挙について異議申し立てを行うことができる。

2 異議申し立ては、開票日より5日以内とする。

3 異議申し立ては、理事会に対し、文書によって提起しなければならない。

4 裁定は、受理した日から30日以内に行わなければならない。